囝

平成18年3月24日 第 2 5

増 刊

目 次

公安委員会

○ 偏岡県公安委員会が取り扱っ個人情報の	保護に関する倡岡県個人情	
報保護条例施行規則	(警察本部総務課) ·	

○福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会

規則で定める警察職員の氏名に関する規則

(警察本部総務課) ……32

警察本部

○福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情 報保護条例施行規程 (警察本部総務課) ………32

○個人情報保護窓口設置規程

(警察本部総務課) ………62

○口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法

(警察本部総務課) ………64

公安委員会

福岡県公安委員会規則第6号

福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規 則を制定し、ここに公布する。

平成18年3月24日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施 行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条

例」という。) 第69条の規定に基づき、福岡県公安委員会(以下「公安委員会」とい う。)が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第10条第1項の個人情報取扱事務登録簿の様式は、様式第1号によるもの とする。

(個人情報開示請求書)

第3条 条例第13条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書(様式第2号)による ものとする。

(本人確認に必要な書類等)

- 第4条 条例第13条第2項(条例第22条第5項、第27条第3項及び第35条第2項におい て進用する場合を含む。)の個人情報の本人であることを証明するために必要な書類 は、次に掲げる書類とする。ただし、郵送によって開示請求をする場合は、次に掲げ る書類を複写機等を用いて複写した書類によることができる。
 - (1) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法(昭和42年法律第81 号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)別記様式第2の様式によるものに限る。)その他法令の 規定に基づき交付された書類であって、当該開示請求をしようとする者が個人情報 の本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) やむを得ない理由により前号に掲げる書類を提出し、又は提示することができな い場合には、当該開示請求をしようとする者が個人情報の本人であることを確認す るため必要と認められる書類
- 2 法定代理人が本人に代わって請求する場合は、戸籍抄本その他その資格を証明する 書類及び法定代理人自身であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示 しなければならない。この場合、法定代理人自身であることを証明するために必要な 書類については、前項の規定を準用する。

(個人情報開示決定通知書等)

- 第5条 条例第17条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、 当該各号に定める様式により行うものとする。
- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書(様式第3号)

汨

- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書 (様式第4号)
- 2 条例第17条第2項の規定による通知は、個人情報不開示決定通知書(様式第5号) により行うものとする。

(開示決定等期間延長通知書)

第6条 条例第18条第2項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書(様式第6号)により行うものとする。

(開示決定等期間特例延長通知書)

第7条 条例第19条の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書(様式第7号)により行うものとする。

(開示請求事案移送通知書)

第8条 条例第20条第1項の規定による通知は、開示請求事案移送通知書(様式第8号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

- 第9条 公安委員会は、条例第21条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 2 条例第21条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(第2号 に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合に限る。)とする。
- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第16条の規定により開示しようとする理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 条例第21条第1項の規定による通知は、意見照会書(様式第9号)により行うものとする。
- 4 条例第21条第2項の規定による通知は、意見照会書(様式第10号)により行うものとする。
- 5 条例第21条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書(様式第11号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

- 第10条 条例第22条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の 種別に応じ、当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ又は録音ディスク
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ (録音時間120分のものに限る。以下同じ。) に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(録画時間が120 分でVHS方式のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
- (3) 前2号に該当するものを除くその他の電磁的記録 次に掲げる方式であって、公安委員会がその保有するプログラム(電子計算機に 対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをい う。)により行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの 閲覧
 - イ 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの 交付
 - ウ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴(当該閲覧又は 視聴を容易に行うことができるときに限る。)
 - エ 当該電磁的記録をフロッピーディスク(3.5インチで2 HDのものに限る。以下同じ。)、CD-R(650メガバイトのものに限る。以下同じ。)その他の電磁的記録媒体に複写したものの交付(当該複写したものの交付を容易に行うことができるときに限る。)

(個人情報の開示)

- 第11条 公安委員会は、個人情報の閲覧、視聴又は聴取をする者が、当該個人情報が記録された公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。
- 2 個人情報の写しの作成方法は、福岡県警察本部長が別に定める。

田

3 個人情報の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

(個人情報の写しの交付に要する費用)

第12条 条例第23条の個人情報の写しの交付に要する費用は、別表に定める額とする。

- 2 個人情報の写しの交付を受ける者は、前項の費用を前納しなければならない。 (開示請求及び開示の特例)
- 第13条 条例第24条の規定により口頭によって開示請求できる個人情報及び開示の方法 を定めたときは、その内容を告示するものとする。

(個人情報訂正請求書)

第14条 条例第27条第1項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書(様式第12号)による ものとする。

(開示を受けたことの確認)

第15条 公安委員会は、訂正請求に係る個人情報が開示を受けたものであることを確認するため必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求めることができる。

(個人情報訂正決定通知書等)

- 第16条 条例第29条第1項の規定による通知は、個人情報訂正決定通知書(様式第13号)により行うものとする。
- 2 条例第29条第2項の規定による通知は、個人情報不訂正決定通知書(様式第14号) により行うものとする。

(訂正決定等期間延長通知書)

第17条 条例第30条第2項の規定による通知は、訂正決定等期間延長通知書(様式第15号)により行うものとする。

(訂正決定等期間特例延長通知書)

第18条 条例第31条の規定による通知は、訂正決定等期間特例延長通知書(様式第16号)により行うものとする。

(訂正請求事案移送通知書)

第19条 条例第32条第1項の規定による通知は、訂正請求事案移送通知書(様式第17号)により行うものとする。

(個人情報訂正実施通知書)

第20条 条例第33条の規定による通知は、個人情報訂正実施通知書(様式第18号)により行うものとする。

(個人情報利用停止請求書)

第21条 条例第35条第1項の利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書(様式第19号)によるものとする。

(進用)

第22条 第15条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

(個人情報利用停止決定通知書等)

- 第23条 条例第37条第1項の規定による通知は、個人情報利用停止決定通知書(様式第 20号)により行うものとする。
- 2 条例第37条第2項の規定による通知は、個人情報利用不停止決定通知書(様式第21 号)により行うものとする。

(利用停止決定等期間延長通知書)

第24条 条例第38条第2項の規定による通知は、利用停止決定等期間延長通知書(様式 第22号)により行うものとする。

(利用停止決定等期間特例延長通知書)

第25条 条例第39条の規定による通知は、利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第23号)により行うものとする。

(審議会諮問通知書)

第26条 条例第41条の規定による通知は、審議会諮問通知書(様式第24号)により行う ものとする。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

区分	交付する写し	金 額
1 文書、図画又は 写真	1 複写機により複写したもの(単色刷り)	1枚につき 10円
	2 複写機により複写したもの(多色刷り)	1枚につき 30円

增刊①
24
\vdash
Ω
\bigcirc 1

珇

2 マイクロフィル	用紙に印刷したもの	用紙1枚につき
4		10円
3 録音テープ又は	録音カセットテープに複写したもの	1巻につき
録音ディスク		120円
4 ビデオテープ又	ビデオカセットテープに複写したもの	1巻につき
はビデオディスク		170円
5 電磁的記録(3	1 用紙に出力したもの	用紙 1 枚につき
の項及び4の項に		10円
該当するものを除	2 フロッピーディスクに複写したもの	1枚につき
(,)		50円
	3 CD-Rに複写したもの	1枚につき
		80円
	4 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要
		する費用に相当する
		額
6 その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に要
		する費用に相当する
		額

備考 1の項、2の項又は5の項1の場合においては、日本工業規格A列3番以下 の大きさの用紙を用いることとする。また、両面印刷の用紙を用いるときは、片 面を1枚として算定する。

第2512号

쁪

K

账

扭

恤

金曜日

平成18年3月24日

വ

個人情報取扱事務登録簿

所 管 所 属 主 管 所 属

一型・ 一型		個人情報取扱事務の名称		個	人 情 報	д О	項 目	名					事務開	始年月日
個別報告 日田田 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	番号	個人情報取扱事務の目的	其木的重頂	心身の状況	田相, 信冬等	家庭生活	社会生 活	咨产•Ⅲλ	その他の事項	処理形態	個人情報の	個人情報の目的外	借	*
供給 大きな 大きな		個人情報の対象者の類型	坐平门事共			が庭工 相	114111	负庄 4/八	この心の事項		王な以集先	利用・提供の有無	m	7
日前日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本			識別番号	健康·病歴	思想・信条及び宗教	親族関係	職業·職歴	資産状況	趣味	手作業処理	本人	無		年 月 日
1997-949 1998-941			氏名	障害	人種及び民族	婚姻歴	学業・学歴	収入状況		電子計算機処理	本人以外	有		
位所			性別	身体状況	犯罪歴	家族状況	資格	納税状況				(条例第 条第 項		
地位 地位 地位 地位 有 地の変が上げる 地位 地位 地位 地位 地位 地位 地位 地			生年月日·年齡		社会的差別の原因となる社会的身分	居住状況	賞罰	公的扶助		電子計算組織の	第 号該当)	第 号該当)		
本籍・回籍 一型			住所		収集する理由		成績・評価	取引状況		結合による提供	他の実施機関	実施機関内		
一			電話番号		(根拠法令等)		地位			有	他の官公庁	他の実施機関		
議別書号 健康・病歴 民名・作条及び宗教 類談関係 職業・職歴 資産状況 類談 要素 学歴 収入状況 要素 学歴 収入状況 要素 学歴 収入状況 要素 学歴 収入状況 要素 等			本籍・国籍							無	民間·私人	他の官公庁		
議別書号 健康・病歴 理想・信条及び宗教 視熱関係 職業・職歴 資産状況 塵味 子作業処理 本人 本人 本人 本人 本人 本人 本人 本												民間·私人		
性別 大きなび民族 指側屋 学業・学屋 収入状況 電子計算機関連 本人以外 名 条 条 第 項 条 第 項 条 第 項 条 第 項 条 第 項 条 第 章 項 条 第 章 项 条 第 章 项 条 第 章 项 条 章 章 章 章 章 章 章 章 章											実施機関内での利用			
性別 9体状況 23平配 24所2 23年2 24所2 24m2			識別番号	健康·病歴		親族関係	職業·職歴	資産状況	趣味	手作業処理	本人	無		年 月 日
世界 世界 世界 世界 世界 世界 世界 世界			氏名	障害	人種及び民族	婚姻歴	学業·学歴	収入状況		電子計算機処理	本人以外	有		
位所 収集する理由 収集する理由 収集・等価 取引状況 結合による提供 他の宮公庁 長陽関内 他の宮公庁 民間・私人 上間・私人 上間・私人 上間・私人 上間・私人 上間・本人 上間・			性別	身体状況	犯罪歴	家族状況	資格	納税状況			(条例第 条第 項	(条例第 条第 項		
電話番号 本籍・国籍			生年月日·年齡		社会的差別の原因となる社会的身分	居住状況	賞罰	公的扶助		電子計算組織の	第 号該当)	第 号該当)		
本籍・国籍			住所		収集する理由		成績・評価	取引状況		結合による提供	他の実施機関	実施機関内		
「関連			電話番号		(根拠法令等)		地位			有	他の官公庁	他の実施機関		
振別番号 健康・病歴 思想・信条及び宗教 親族関係 暗響 調度 資産状況 整味 手作業処理 本人以外 有 (条例第 条第 項 条第 重			本籍・国籍							無	民間·私人	他の官公庁		
議別番号 健康・病歴 原書 外域が 大種及び宗教 頻繁原関係 職業・職歴 資産状況 一												民間·私人		
R											実施機関内での利用			
性別 身体状況 2年用・報 住所 在所 電話番号 本籍・国籍 健康・病歴 身体状況 2年 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日			識別番号	健康• 病歴	思想・信条及び宗教	親族関係	職業·職歴	資産状況	趣味	手作業処理	本人	無		年 月 日
全部 特別 社会議制の限とな社会場分 収集する理由 (根拠法令等) 収集する理由 (根拠法令等) 地位 地位 地位 地位 地位 東施機関内での利用 地位 東施機関内での利用 地位 東施機関内での利用 地位 東施機関内での利用 地位 東藤機関内での利用 東藤機関内内の官公庁 東藤機関内での利用 東藤機関内での東藤機関 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での東藤機関 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での東藤機関 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での東藤機関 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での関係 東藤機関内 東藤関内 東藤関内 東藤機関内 東藤関内 東藤関内 東藤 東藤 東藤 東藤 東藤 東藤 東藤 東				障害	人種及び民族					電子計算機処理				
住所 電話番号 本籍・国籍 収集する理由 (根拠法令等)			性別	身体状況	犯罪歴	家族状況	資格	納税状況			(条例第 条第 項	(条例第 条第 項		
電話番号 本籍・国籍			生年月日·年齡		社会的差別の原因となる社会的身分	居住状況	賞罰	公的扶助		電子計算組織の	第 号該当)	第 号該当)		
本籍・国籍			住所		収集する理由		成績•評価	取引状況		結合による提供	他の実施機関	実施機関内		
一			電話番号		(根拠法令等)		地位			有	他の官公庁	他の実施機関		
議別番号 健康・病歴 思想・信条及び宗教 投展を 機関係 で表して であります。			本籍・国籍							無	民間·私人	他の官公庁		
識別番号 健康・病歴 民想・信条及び宗教 親族関係 職業・職歴 資産状況 大種及び民族 婚姻歴 学業・学歴 収入状況 納税状況 電子計算機処理 本人 本人以外 (条例第 条第 項 条第 項 条例第 条第 項 第 号該当) 第 号該当) 東施機関内 他の官公庁 民間・私人 東施機関内での利用 上間・私人 東藤機関内での利用 上間・本人 東藤 東藤 日間・本人 東藤 日間・本人 東藤 日間・本人 東藤 東藤 東藤 日間・本人 東藤 東藤 日間・本人 東藤 東藤 東藤 東藤 東藤 東藤 東藤 東												民間·私人		
氏名 障害 人種及び民族性別 婚姻歴 家族状況 資格 家族状況 資格 家族状況 資格 家族状況 資格 報給差別の限となる社論分 化集する理由 (根拠法令等) 「大利・平満 日籍 本籍・国籍」」 人種及び民族 教養 (条例第 条第 項 (条列第 条) (条列第 条第 項 (条列第 条) (条列第 条第 項 (条列第 条) (条列 条列 条														
性別 身体状況 犯罪歴 家族状況 資格 納税状況 電子計算組織の 第 号該当) 東施機関内 他の官公庁 長間・私人 東施機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用 東藤機関内での利用				健康·病歴	思想・信条及び宗教				趣味	手作業処理		-		年 月 日
生料旧・韓 住所 電話番号 本籍・国籍 社納差別の原因となる社納勢分 収集する理由 (根拠法令等) ————————————————————————————————————				障害	人種及び民族	婚姻歴				電子計算機処理		13		
住所 電話番号 収集する理由 (根拠法令等) 地位 対決				身体状況	犯罪歴	家族状況		納税状況				(条例第 条第 項		
電話番号					社会的差別の原因となる社会的身分	居住状況	賞罰			電子計算組織の	第 号該当)	第 号該当)		
本籍・国籍					収集する理由			取引状況		結合による提供	他の実施機関	実施機関内		
			電話番号		(根拠法令等)		地位			有	他の官公庁	他の実施機関		
実施機関内での利用			本籍・国籍							無	民間·私人			
												民間·私人		
(AA)											実施機関内での利用			

平成18年3月24日

增刊①

> 3条関係) 邖 樣式第2.

鼮
∜ ∤
巛
愀
[X
<
账
囯
ᡎ

個人情報用水調水畫	公安委員会 殿 任	斯 <u>便番号</u> (請求者) 住	マコノボナ	氏 名 雷諾番号()

Ш

3条第1項の規定によ 無 7号) 2 -------福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第 り、次のとおり個人情報の開示を請求します。

	写しの交付(郵送希望	年 月 日生) 成年被後見		
	視聴取	未成年者(
	閲覧	況	加	刑
		茶	田	田
請求する個人情報の内容 請求する個人情報の内容 が特定できるよう、開示請 求に係る個人情報が記録さ れている公文書の名称、内 容等をできるだけ具体的 に記載してください。	求める開示の方法	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	なたいほくが思かほからる場合における本人の状い祭	元寺

 \prec

- 洪
- にレ印を付けてください。 と(又は法定代理人自身であること)を確認するため 旅券、健康保険証、住民基本台帳カード等)の提出又 については、該当する 請求の際は、本人であるこ に必要な書類(運転免許証、) 7
- は提示が必要です。 3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(後・属・		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (4)住民基本台帳カード	(2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 :カード (5)その他((者証)
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他	0他(
田田	日目⇒証会	受理窓口 一	受理番号
文连午거디寺	年 月 日		

 $\overline{}$ 4 <u>۷</u>

載 る場合のみ記 請求者欄の住所と異な 書類の送付先

郵便番号 送付先	電話番号

書類の送付先が、請求者欄の住所又は本人確認のための書類に記載された住所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類(例えば入院先の病院長の証明等)を提出又は提示してください。

(田)

- 郵送により開示請求をする場合 1 本人であること(又は法定代理人自身であること)を確認するために次に掲げる書類 をしてください。その他法令の をされた場合は、括弧の中に具体的に記入してくださ のいずれかを添付することが必要です。(該当部分に 規定により交付された書類に
- (1) 法令の規定により交付された書類の写し
- ・住民基本台帳カード ・健康保険証 ・旅券 • 運転免許証
- ・その他法令の規定により交付された書類(
- 学校等が発行する身分証明書の (2) (1)の書類が提出できない場合の書類(例えば会社、 写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)

- 1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明する ために必要な書類の提出が必要です 法定代理人による請求の場合は、 7
- ᡩ 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となりま $^{\circ}$

2年

第251

第5条関係) 樣式第3号

人情報開示決定通知書

中日 Щ 福岡県公安委員会発第

燓

믒 **∜**1 福岡県公安委員 年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容								
個人情報の開示を実施する 日時及び場所	按 田	併	町	Ш	计 计	按	尔	
	場所							
車数旧兴韻笠	(所属・係)	·係)						
➡^^^j / 5 드 크 l M 단	電話番号) =	(内線(
備考								

- 烘
- ースにまなり用いる受ける際には、この通知書と 開示請求をした本人であることを確認するために必要な書類を係員に提示してください。 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。 7
 - 条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、ご留意ください(正当な理由がある場 合を除きます。》 $^{\circ}$

4 ⋖

5 条関係) 淝 $\overline{}$ 4 号 樣式第,

個人情報部分開示決定通知書

中日 皿 福岡県公安委員会発第 年

摐

믒 巛 福岡県公安委 年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

	分		号に該当)	
	前 後		11項第	朗			内線(
	午前 日 午後		福岡県個人情報保護条例第14条第1項第	訊				
	: 月		呆護条例第)	
	中		個人情報			·係)) 듬	
	台	所	岡県	該当号		(所属	電話番号	
	Ш	撸	橿	談)		
開示請求に係る個人情報の 内容	個人情報の開示を実施する 日時及び場所				開示しない部分及び理由	去 即 元 即 元	할 %한크麻푹	析
開内示容	個人日時				題	李季	≢ ₫ን	備

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできま

なになる。ままで す。 なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに、 する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができ

- _ ず、注
- 7
- 個人情報の開示を受ける際には、 この通知書と 開示請求をした本人であることを確認するために必要な書類を係員に提示してください。 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。 条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、ご留意ください(正当な理由がある場合を除きます。)。 $^{\circ}$

4 ⋖ $\overline{}$

平成18年3月24日

22

5 1 第2.5

5 条関係) 紙 5. 垣 樣式第

個人情報不開示決定通知書

中田 福岡県公安委員会発第

皿

摐

믒 福岡県公安委員 年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第17条第2項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の 内容				
	福岡県個人	福岡県個人情報保護条例第14条第1項第	第1項第	号に該当
	該当号	完	留	
開示しない理由				
苏 鼯尔 叶 效車	(所属・係)	兵)		
事场拉当陈寺	電話番号((内線((
一种				

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできま

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

4 ⋖

様式第6号(第6条関係)

開示決定等期間延長通知書

福岡県公安委員会発第 号年 月 日

槳

福岡県公安委員会

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第18条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容					
死而并分并明	年	月	Ш	から	
延安削の/木た捌削	曲	日	Ш	Ľ Ľ	
延長後の決定期間	曲	月	Ш	₩ Ç	
延長の理由					
ᅲᄜᄱᄱᄱ	(所属・係)				
事 %간릐쨔퓩] 重話番号()		内線()
集					

第2512号

(第7条関係) 様式第7号

開示決定等期間特例延長通知書

中日 皿 福岡県公安委員会発第 年

耧

믑 福岡県公安委員会 年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第19条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容					
班库前の法字問問	#	町	Ш	から	
25 区間の17 た部間	申	月	Ш	まで	
開示請求に係る個人情報の うちの相当の部分について 開示決定等をする期間	申	月	Ш	まで	
残りの個人情報について開 示決定等をする期限	#	闰	Ш		
福岡県個人情報保護条例第19条を適用する理由					
安	(所属・係)				
≠クスクユニ⊐ᡰ™ᅻ	電話番号((内線((
備 考					

4 ⋖ $\overline{}$

樣式第8号(第8条関係)

開示請求事案移送通知書

福岡県公安委員会発第 号 年 月 日

耧

福岡県公安委員会 印

日付けであった開示請求について、福岡県個人情報保護条例(平7号)第20条第1項の規定により、次のとおり事案を移送した 年 月 日 成16年福岡県条例第57 ので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容					
移送をした実施機関の事務	(所属・係)				
担当課等)	(内線((
	実施機関				
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	事務担当課等				
))		内線()
移送した日	サ	日	Ш		
移送した理由					
備 老					

注 本件開示請求に係る開示決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実 施機関が行います。

平成18年3月24日

增刊①

第2512号

(第9条関係) 樣式第9号

删 冬 品 民 幯

中田 皿 福岡県公安委員会発第 年

娅

믑 福岡県公安委員会 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)に基づき、次のとおり、あなた(貴団体)に関する情報が含まれた個人情報について開示請求がありましたので、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第21条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。 つきましては、当該個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「開示決定等に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

	年 月 日	所在地(〒) 名 称(所属・係) () 電話番号() 内線()	年 月 日	
開示請求に係る個人情報に 含まれているあなた(貴団 体)に関する情報の内容	開示請求の年月日	意見書の提出先(事務担当課等)	部に出まる。	施

第2512号

荒 温

開示決定等に係る意見書

日日日	所(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地) (〒)	名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)	電話番号() 通絡先又は連絡担当者	・ 第 号で照会のあった件について、次のとお		1 有 2 無	
福岡県公安委員会 殿	(注) (下)	氏 名(法	電話番号(連絡先又は	年 月 日付け り意見を提出します。	開示請求に係る個人情報に 含まれているあなた(貴団 体)に関する情報の内容	上記のあなた(貴団体)に 関する情報の開示に反対す る意思の有無 該当する番号を で 関かでください。	あなた(貴団体)に関する 情報の開示による支障(不 利益)の具体的内容 上記で1を選択した 場合に記載してくだ さい。

第2512号

9条関係) 無 樣式第10号

删回 邻 器 民 幯

福岡県公安委員会発第 年

皿

中田

耧

믑 福岡県公安委員会 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)に基づき、次のとおり、あなた(貴団体)に関する情報が含まれている個人情報について開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。 つきましては、同条例第21条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該個人情報を開示することについて御意見がある場合は、別紙「開示決定等に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

	年 月 日		所在地(〒)	年月日	
開示請求に係る個人情報に 含まれているあなた(貴団 体)に関する情報の内容	開示請求の年月日	福岡県個人情報保護条例第16条の規定により開示しようとする理由	所 意見書の提出先 (事務担当課等) 名 (重	意見書の提出期限	備 老

4 ⋖

別紙

開示決定等に係る意見書

開示請求に係る個人情報に 会まれているななに(貴団体)に 関する情報の開示に反対す る意思の有無 し記でもさまい。 動立の具体的内容 し記で1を選択した 場合に記載してください。 しまで1を選択した 場合に記載してください。	け 第 号で照会のあった件1 有 2	月 日付け 第 号で照会のあった件について、す。	電話番号() 連絡先又は連絡担当者	氏 名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)	住 所(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地) (〒)	
---	---	--------------------------	------------------------	-------------------------------	--	--

平成18年3月24日

增刊①

第2512号

9条関係) 無 樣式第11号

開示決定に係る通知書

中日 皿 福岡県公安委員会発第 年

耧

믒 福岡県公安委員会 年 月 日付けであなた(貴団体)から「開示決定等に係る意見書」の提出がありました個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第21条第3項の規定により通知 します。

開示決定した個人情報に 含まれているあなた(貴 団体)に関する情報の内 容				
開示決定をした理由				
開示を実施する日	年 月	П		
电数归光铀符	(所属・係)			
<i>톽</i> 얬띧킈쨔귝	電話番号(内線()
無				

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

4 条関係 2 樣式第

瑞 水 鼎 出 、情報訂

殹
ال
릷
椴
[女
◁
빬
洹
計

Ш]]]]]	
叿		 	1 1 1 1 1	
併		 	1 1 1 1 1	!
	/ 1		4	話番号()

1項の規定によ **船** / 2 洲 $\overline{}$ 叩 2 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第 、次のとおり個人情報の訂正を請求します。 ت آ

			,			
			成年被後見人			
			日生)			
	Ш		田			
			卅			
	田					
	卅		未成年者(
			兴	俎	严	
			¥	出	#	
訂正請求に係る個人情 報の内容	開示を受けた年月日	訂正請求の趣旨及び理 由	计记录用一式工厂建筑	なたに年くが引に留みずる場合における本人では、	0.4 4,况寺	備考

- 烘
- ٢ 又は提示し については、該当する にし印を付けてください。 訂正を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提出し、 ください。
-)を確認するため ード等)の提出又 、自身であること) 住民基本台帳カ-と(又は法定代理人 旅券、健康保険証、 IJ 請求の際は、本人であるこ に必要な書類(運転免許証、 $^{\circ}$
- 4
- 9

2

は提示が必要です。 は提示が必要です。 4 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明 するために必要な書類の提出又は提示が必要です。 5 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、個人情報(部分)開示決定通知 書の提示を求めることがあります。 6 条例第26条第3項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から90日を経 過するとできなくなります。 7 本件請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望 される場合は、その旨を上記備考欄に記載してください。

事務担当課等	(所属・	碗(
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (4)住民基本台	2 2 4 4 4 4 4 4 4	(2)旅券 帳力一ド	影上	(3)健康保険の被保険者 (5)その他 (被保険者証	
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本		(2)その他)他((
ή Π	受理	年月日		HP.	受理窓口	受理番号	
XIIITADƏ	年	月	Ш				
備 考							

4 ⋖

22

> 6条関係) _ 無 丱 \sim 様式第1

個人情報訂正決定通知書

福岡県公安委員会発第 年

中田 皿

耧

믒 **4**14 巛 福岡県公安委 年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報 (平成16年福岡県条例第57号)第29条第1項の規定により、次のとおり訂 とを決定したので通知します。 保護条例 (正すること

訂正請求に係る個人情報の内容						
訂正の内容						
訂正年月日		年	月	Ш		
車黎扫光調笠	(所属・係)					
➡^^^1/^ 1'드 ⊐ I'M 단	電話番号(内線(
備考						

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできま

す。 なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対 する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができま

4 ⋖

5 1 2号

16条関係) 洲 樣式第14号

個人情報不訂正決定通知書

中日 福岡県公安委員会発第 年

皿

믒

邻

福岡県公安委員

摐

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第29条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容				
訂正をしない理由				
苏 晤尔 叶	(所属・係)			
事场拉当陈寺)	(内線(
備考				

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできま

す。 なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対 する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができま す。 (A4)

平成18年3月24日

增刊①

第2512号

樣式第15号

17条関係) (第

訂正決定等期間延長通知書

中日 皿 福岡県公安委員会発第 年 ,

耧

岀 福岡県公安委員会 年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第30条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容					
延長前の決定期間	サ サ		шш	から まで	
延長後の決定期間	申	町	Ш	₩ Ľ	
延長の理由					
事務日出舗空	(劣・閨リ)				
事份担当陈守)	(内線((
華					

(第18条関係) 樣式第16号

訂正決定等期間特例延長通知書

中田 福岡県公安委員会発第 年

皿

믑

福岡県公安委員会

耧

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第31条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の 内容					
出一个不可以	卅	日	Ш	から	
姓 区 削 シ / 大 仁 朔 目	年	月	Ш	まで	
訂正決定等をする期限	申	月	Ш		
福岡県個人情報保護条例第31条を適用する理由					
本甲八叶农里	(所属・係)				
事幼妇当陈守)台嬰捏建	(内線((
備 考					

4 ۷

第2512号

9条関係) _ (第 樣式第17号

訂正請求事案移送通知書

中田 皿 福岡県公安委員会発第 年

椞

믑 福岡県公安委員会 日付けであった訂正請求について、福岡県個人情報保護条例(平7号)第32条第1項の規定により、次のとおり事案を移送した 成16年福岡県条例第5 ので通知します。 皿

訂正請求に係る個人情報の 内容					
移送をした実施機関の事務	(所属・係)				
担当課等	電話番号(<u> </u>		内線(
	実施機関				
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	事務担当課等				
	電話番号()		内線()
移送した日	井	月	Ш		
移送した理由					
布					

本件訂正請求に係る訂正決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行います。

墙刊①

第2512号

0 条関係) 様式第18号(第2

個人情報訂正実施通知書

中日 皿 福岡県公安委員会発第 年)

摐

岀 福岡県公安委員会 提供した個人情報について、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号第33条の規定により、次のとおり訂正したので通知します。

)	
				内線(
		Ш			
		月		(
		年	()		
			(所属・係))	
提供した個人情報の内容	訂正の内容	訂正年月日	車数日光韻笠	≢クカ፻크짜퓻	集

(A 4

平成18年3月24日

2

 $^{\circ}$ 無

条関係 7 叩 9 樣式第

半排 <u>`</u> **桂胡利田值** \prec 田

谣
宣价
愀
公安
四個
峺

	年月			 	
回く当けららが当く回	県公安委員会 殿	iii./i	リガ	М	吊業

Ш

5条第1項の規定によ lω 無 $\overline{}$ 叩 / 2 ت ک

	Ш	第5条の規定に違反して 提供されている。 第6条の規定に違反して 提供されている。	提供の停止		年 月 日生) 成年被後見人			
	年月	第3条の規定に違反して 収集された。 第5条の規定に違反して 利用されている。	利用の停止 消去		状 況 未成年者(分	住所	
利用停止請求に係る個 人情報の内容	開示を受けた年月日	田 (調水の圏 旨及び理 求める措置 十	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	田子学一里代记	なたではなくでもおう上請求する場合におけるよう。	04/U4/ji	備考

烘

・を確認するため - ド等)の提出又 を付けてください。 は法定代理人自身であること) 健康保険証、住民基本台帳カー レグ参 にと派 IJ 記るる 当で免する許

2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明示が必要です。 必要な場合は、個人情報(部分)開示決定通知 の提とあ規りつ上 請類たと項く類旨求のこがのなにを

Ш 0 6 開示を受けた日から 利用停止請求は、

땖

示請求書記載の書類の送付先に送付を希載してください。

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (4)住民基本台帳カード	(3)健康保険の被保険者証 (5)その他 (
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他	()	
英田石田田等	受理年月日	受理窓口 受理番	占
 	年月日		
備考			

平成18年3月24日

增刊①

3条関係) 7 紙 $\overline{}$ 叩 0 樣式第2

個人情報利用停止決定通知書

中田 福岡県公安委員会発第

皿

믒

41

福岡県公安委員

摐

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第37条第1項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

		В		内線(
		年 月	(所属・係)	電話番号()	
利用停止請求に係る個人情報の内容	利用停止の内容	利用停止年月日	車努口光調弈	╪७७८╛ж寸	備考

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできま

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

4 ⋖

2年

5 1

3 3 3

3条関係) (第2 丱 _ 樣式第2

個人情報利用不停止決定通知書

中日 皿 福岡県公安委員会発第 年 믑

福岡県公安委員

燓

福岡県個人)、次のとお 年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第37条第2項の規定により、り利用停止をしないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容				
利用停止をしない理由				
苏 舞/木 日	(所属・係)			
북/カク፻크 麻퓻	電話番号()	内線()
垂				

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできま رم م

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができま ۴°

4 ⋖

様式第22号(第24条関係)

利用停止決定等期間延長通知書

福岡県公安委員会発第 号年 月 日

岀

福岡県公安委員会

槳

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第38条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容					
延長前の決定期間	# #		ш ш	からまで	
延長後の決定期間	#	町	ш	# \$	
延長の理由					
去睡光叶轮里	(劣・鴽州)				
事物范크짜귝)	(内線()
番 老					

第2512号

5条関係) 3号(第2 様式第2

利用停止決定等期間特例延長通知書

中日 皿 福岡県公安委員会発第 年 ,

耧

믑 福岡県公安委員会 年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第39条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

					(
	から まで				内線(
	шш	ш				
	田田田	町			(
	年 年	卅		(所属・係))	
利用停止請求に係る個人情報の内容	延長前の決定期間	利用停止決定等をする期限	福岡県個人情報保護条例第39条を適用する理由	电效中元电流	事场拉当陈寺	華

4 ٠ ک

平成18年3月24日

增刊①

樣式第24号(第26条関係)

審議会諮問通知書

福岡県公安委員会発第 号年 月 日

耧

福岡県公安委員会

福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第 条の規定に基づく決定等に対する次の不服申立てについては、同条例第40条の規定により福岡県個人情報保護審議会に諮問しましたので、同条例第41条の規定により通知します。

不服申立てに係る個人情報の内容	
不服申立てに係る 決定等の内容	
	(1)不服申立年月日
不服申立ての内容	(2)不服申立ての趣旨
諮問をした日	年 月 日
志 舞 元 叶 	(所属・係)
事l%1드릐쨔귝	電話番号() 内線()
施	

囝

福岡県公安委員会規則第7号

福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成18年3月24日

福岡県公安委員会

福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める 警察職員の氏名に関する規則

福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名は、警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職を除く警察職員の氏名とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

警察本部

福岡県警察本部告示第15号

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

平成18年3月24日

福岡県警察本部長 殿川一郎

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施 行規程

(趣旨)

第1条 この告示は、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。)第69条の規定に基づき、福岡県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第10条第1項の個人情報取扱事務登録簿の様式は、様式第1号によるものとする。

(個人情報開示請求書)

第3条 条例第13条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書(様式第2号)による ものとする。

(本人確認に必要な書類等)

- 第4条 条例第13条第2項(条例第22条第5項、第27条第3項及び第35条第2項において準用する場合を含む。)の個人情報の本人であることを証明するために必要な書類は、次に掲げる書類とする。ただし、郵送によって開示請求をする場合は、次に掲げる書類を複写機等を用いて複写した書類によることができる。
- (1) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)別記様式第2の様式によるものに限る。)その他法令の規定に基づき交付された書類であって、当該開示請求をしようとする者が個人情報の本人であることを確認するに足りるもの
- (2) やむを得ない理由により前号に掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合には、当該開示請求をしようとする者が個人情報の本人であることを確認するため必要と認められる書類
- 2 法定代理人が本人に代わって請求する場合は、戸籍抄本その他その資格を証明する 書類及び法定代理人自身であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示 しなければならない。この場合、法定代理人自身であることを証明するために必要な 書類については、前項の規定を準用する。

(個人情報開示決定通知書等)

- 第5条 条例第17条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、 当該各号に定める様式により行うものとする。
- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書(様式第3号)
- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書(様式第4号
- 2 条例第17条第2項の規定による通知は、個人情報不開示決定通知書(様式第5号) により行うものとする。

(開示決定等期間延長通知書)

第6条 条例第18条第2項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書(様式第6号)により行うものとする。

(開示決定等期間特例延長通知書)

第7条 条例第19条の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書(様式第7号)により行うものとする。

(開示請求事案移送通知書)

第8条 条例第20条第1項の規定による通知は、開示請求事案移送通知書(様式第8号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

- 第9条 警察本部長は、条例第21条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 2 条例第21条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(第2号 に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合に限る。)とする。
- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第16条の規定により開示しようとする理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 条例第21条第1項の規定による通知は、意見照会書(様式第9号)により行うものとする。
- 4 条例第21条第2項の規定による通知は、意見照会書(様式第10号)により行うものとする。
- 5 条例第21条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書(様式第11号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

- 第10条 条例第22条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の 種別に応じ、当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ又は録音ディスク
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(録音時間120分のも

のに限る。以下同じ。) に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク

う。) により行うことができるもの

- ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(録画時間が120 分でVHS方式のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
- (3) 前2号に該当するものを除くその他の電磁的記録 次に掲げる方式であって、警察本部長がその保有するプログラム(電子計算機に 対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをい
 - ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの 閲覧
 - イ 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの 交付
 - ウ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴(当該閲覧又は 視聴を容易に行うことができるときに限る。)
 - エ 当該電磁的記録をフロッピーディスク(3.5インチで2 HDのものに限る。以下同じ。)、C D-R(650メガバイトのものに限る。以下同じ。)その他の電磁的記録媒体に複写したものの交付(当該複写したものの交付を容易に行うことができるときに限る。)

(個人情報の開示)

- 第11条 警察本部長は、個人情報の閲覧、視聴又は聴取をする者が、当該個人情報が記録された公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。
- 2 個人情報の写しの作成方法は、警察本部長が別に定める。
- 3 個人情報の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。 (個人情報の写しの交付に要する費用)
- 第12条 条例第23条の個人情報の写しの交付に要する費用は、別表に定める額とする。
- 2 個人情報の写しの交付を受ける者は、前項の費用を前納しなければならない。 (開示請求及び開示の特例)

33

第13条 条例第24条の規定により口頭によって開示請求できる個人情報及び開示の方法 を定めたときは、その内容を告示するものとする。

(個人情報訂正請求書)

第14条 条例第27条第1項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書(様式第12号)による ものとする。

(開示を受けたことの確認)

第15条 警察本部長は、訂正請求に係る個人情報が開示を受けたものであることを確認するため必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求めることができる。

(個人情報訂正決定通知書等)

- 第16条 条例第29条第1項の規定による通知は、個人情報訂正決定通知書(様式第13号)により行うものとする。
- 2 条例第29条第2項の規定による通知は、個人情報不訂正決定通知書(様式第14号) により行うものとする。

(訂正決定等期間延長通知書)

第17条 条例第30条第2項の規定による通知は、訂正決定等期間延長通知書(様式第15号)により行うものとする。

(訂正決定等期間特例延長通知書)

第18条 条例第31条の規定による通知は、訂正決定等期間特例延長通知書(様式第16号)により行うものとする。

(訂正請求事案移送通知書)

第19条 条例第32条第1項の規定による通知は、訂正請求事案移送通知書(様式第17号)により行うものとする。

(個人情報訂正実施通知書)

第20条 条例第33条の規定による通知は、個人情報訂正実施通知書(様式第18号)により行うものとする。

(個人情報利用停止請求書)

第21条 条例第35条第1項の利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書 (様式第19号) によるものとする。

(準用)

第22条 第15条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。 (個人情報利用停止決定通知書等)

- 第23条 条例第37条第1項の規定による通知は、個人情報利用停止決定通知書(様式第20号)により行うものとする。
- 2 条例第37条第2項の規定による通知は、個人情報利用不停止決定通知書(様式第21 号)により行うものとする。

(利用停止決定等期間延長通知書)

第24条 条例第38条第2項の規定による通知は、利用停止決定等期間延長通知書(様式 第22号)により行うものとする。

(利用停止決定等期間特例延長通知書)

第25条 条例第39条の規定による通知は、利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第 23号)により行うものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

区分	交付する写し	金 額
1 文書、図画又は 写真	1 複写機により複写したもの(単色刷り)	1枚につき 10円
	2 複写機により複写したもの(多色刷り)	1枚につき
		30円
2 マイクロフィル	用紙に印刷したもの	用紙 1 枚につき
		10円
3 録音テープ又は	録音カセットテープに複写したもの	1巻につき
録音ディスク		120円
4 ビデオテープ又	ビデオカセットテープに複写したもの	1巻につき
はビデオディスク		170円
5 電磁的記録(3	1 用紙に出力したもの	用紙 1 枚につき
の項及び4の項に		10円

(5
Y	2

該当するものを 除く。)	2 フロッピーディスクに複写したもの	1枚につき 50円
	3 CD一Rに複写したもの	1枚につき 80円
	4 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要 する費用に相当する 額
6 その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に要 する費用に相当する 額

備考 1 の項、2 の項又は5 の項1 の場合においては、日本工業規格A列3 番以下の大きさの用紙を用いることとする。また、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1 枚として算定する。

第2512号

쁪

 $\langle 4$

账

扭

幅

金曜日

平成18年3月24日

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

所 管 所 属 主 管 所 属

	個人情報取扱事務の名称		個	人情	報		項 目	名					事務開始	始年月日
番号	個人情報取扱事務の目的								~	処理形態	個人情報の	個人情報の目的外		
	個人情報の対象者の類型	基本的事項	心身の状況	思想·信条等	Ē	家庭生活	社会生活	資産·収入	その他の事項	24///8	主な収集先	利用・提供の有無	備	考
		識別番号	健康·病歴	思想・信条及び	宗教	親族関係	職業·職歴	資産状況	趣味	手作業処理	本人	無		年 月 日
		氏名	障害	人種及び民族		婚姻歴	学業·学歴	収入状況		電子計算機処理	本人以外	有		
		性別	身体状況	犯罪歴		家族状況	資格	納税状況			(条例第 条第 項	(条例第 条第 項		
		生年月日·年齢		社会的差別の原因となる社会	会的身分	居住状況	賞罰	公的扶助		電子計算組織の	第 号該当)	第 号該当)		
		住所		収集する理由			成績・評価	取引状況		結合による提供	他の実施機関	実施機関内		
		電話番号		(根拠法令等)			地位			有	他の官公庁	他の実施機関		
		本籍・国籍								無	民間·私人	他の官公庁		
												民間·私人		
											実施機関内での利用			
		識別番号	健康·病歴	思想・信条及び	宗教	親族関係	職業·職歴	資産状況	趣味	手作業処理	本人	無		年 月 日
		氏名	障害	人種及び民族		婚姻歷	学業·学歴	収入状況		電子計算機処理	本人以外	有		
		性別	身体状況	犯罪歴		家族状況	資格	納税状況			(条例第 条第 項	(条例第 条第 項		
		生年月日·年齡		社会的差別の原因となる社会	会的身分	居住状況	賞罰	公的扶助		電子計算組織の	第 号該当)	第 号該当)		
		住所		収集する理由			成績・評価	取引状況		結合による提供	他の実施機関	実施機関内		
		電話番号		(根拠法令等)			地位			有	他の官公庁	他の実施機関		
		本籍・国籍								無	民間·私人	他の官公庁		
				-								民間·私人		
											実施機関内での利用			
		識別番号	健康• 病歴	思想・信条及び	ぶ宗教	親族関係	職業·職歴	資産状況	趣味	手作業処理	本人	無		年 月 日
		氏名	障害	人種及び民族		婚姻歷	学業·学歴	収入状況		電子計算機処理	本人以外	有		
		性別	身体状況	犯罪歴		家族状況	資格	納税状況			(条例第 条第 項	(条例第 条第 項		
		生年月日·年齡		社会的差別の原因となる社会	会的身分	居住状況	賞罰	公的扶助		電子計算組織の	第 号該当)	第 号該当)		
		住所		収集する理由			成績・評価	取引状況		結合による提供	他の実施機関	実施機関内		
		電話番号		(根拠法令等)			地位			有	他の官公庁	他の実施機関		
		本籍・国籍								無	民間·私人	他の官公庁		
												民間·私人		
											実施機関内での利用			
		識別番号	健康·病歴	思想・信条及び		親族関係	職業·職歴	資産状況	趣味	手作業処理	本人	無		年 月 日
		氏名	障害	人種及び民族		婚姻歴	学業·学歴	収入状況		電子計算機処理	本人以外	有		
		性別	身体状況	犯罪歴		家族状況	資格	納税状況			(条例第 条第 項	(条例第 条第 項		
		生年月日·年齡		社会的差別の原因となる社会	会的身分	居住状況	賞罰	公的扶助		電子計算組織の	第 号該当)	第 号該当)		
		住所		収集する理由			成績・評価	取引状況		結合による提供	他の実施機関	実施機関内		
		電話番号		(根拠法令等)			地位			有	他の官公庁	他の実施機関		
		本籍・国籍								無	民間·私人	他の官公庁		
												民間·私人		
											実施機関内での利用			

第3条関係) 様式第2号

医斯朗二维化量 田

盘
唑
將
₩
繳
쀎
账
汨
IDE

[Щ	 	
Į	#		
警察本部長 殿	郵便番	(請求者)住 <u>・・・ 所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	压、名画等来中(

Ш

7号)第13条第1項の規定によ

関覧 視聴取 写しの交付(郵送希望 	請求する個人情報の内容 請求する個人情報の内容 が特定できるよう、開示請 求に係る個人情報が記録さ れている公文書の名称、内 容等をできるだけ具体的 に記載してください。 求める開示の方法 法定代理人が開示請求す る場合における本人の状況等	請求する個人情報の内容 請求する個人情報の内容 が特定できるよう、開示請 求に係る個人情報が記録さ れている公文書の名称、内 容等をできるだけ具体的 に記載してください。	閲覧視聴取	状 況 未成年者(年 月	出	#
------------------------	---	---	-------	---------------	---	---

- 洪
- 1 については、該当する にレ印を付けてください。
 2 請求の際は、本人であること(又は法定代理人自身であること)を確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証、住民基本台帳カード等)の提出又は提示が必要です。
 3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (4)住民基本台帳カード	(2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 長カード (5)その他(被保険者証)
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他	0他((
田田	受理年月日	受理窓口	受理番号
メヸナカロ寺	年 月 日		

4 ⋖

平成18年3月24日

_	
黑	
$\overline{}$	

載

と異なる場合のみ記

請求者欄の住所

書類の送付先

	i 1		
]]]]		
	1 1 1		
 	 	$\overline{}$	
 		<u> </u>	
郵便番号	送付先	電話番号	

書類の送付先が、請求者欄の住所又は本人確認のための書類に記載された住所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類(例えば入院先の病院長の証明等)を提出又は提示してください。

(田)

- 郵送により開示請求をする場合 1 本人であること(又は法定代理人自身であること)を確認するために次に掲げる書類 をしてください。その他法令の をされた場合は、括弧の中に具体的に記入してくださ のいずれかを添付することが必要です。(該当部分に 規定により交付された書類に
- (1) 法令の規定により交付された書類の写し
- ・住民基本台帳カード ・健康保険証 ・旅券 • 運転免許証
- ・その他法令の規定により交付された書類(
- 学校等が発行する身分証明書の ② (1)の書類が提出できない場合の書類(例えば会社、 写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)

- 1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明する ために必要な書類の提出が必要です 法定代理人による請求の場合は、 7
- ᡩ 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となりま $^{\circ}$

(第5条関係) 樣式第3号

個人情報開示決定通知書

中田 皿 件

摐

믒 福岡県警察本部長 年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

	公				
	盐			内線(
	午前 午後			<u>.</u>	
	Ш				
	月			$\overline{}$	
	井				
			(所属・係)		
	盐	所	所属	電話番号	
	Ш	滑	1)		
開示請求に係る個人情報の内容	個人情報の開示を実施する 日時及び場所		事效归址曲符	甘ớnic 크 ink 국	備考

- 個人情報の開示を受ける際には、 この通知書と 開示請求をした本人であることを確認するために必要な書類を係員に提示してください。 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当 烘
 - 課等まで連絡してください。 7
- この通知があった日から90日を経過するとので、ご留意ください(正当な理由がある場 条例第22条第4項の規定により、この通開示を受けることができなくなりますので、合を除きます。》 $^{\circ}$

4 **ک**

22 5 1

第2

5条関係) 樣式第4号

紙

個人情報部分開示決定通知書

中日 皿 卅

믒 福岡県警察本部長

福岡県個人情報 り、次のとおり個 17条第1頃の規定により、 年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第17条第1項の規定により人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容				
個人情報の開示を実施する 日時及び場所	台 時	年 月 日 午後	÷	分
	場所			
	動当园野	福岡県個人情報保護条例第14条第1	頂第	号に該当
	岩层雞	误	ဓា	
開示しない部分及び理由				
事努扫光铀华	(所属・係)	·係)		
事物范当陈寺	台 嬰巺臯	() =	内線()
備 考				

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者 は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます

のでにつってです。 個人情報の開示を受ける際には、この通知書と 開示請求をした本人であることを確認するために必要な書類を係員に提示してください。 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 注 1 個人情報の開示を受ける際には、 この通知書と 開示請求をした本人であるこ

- 課等まで連絡してください。 7
- 条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、ご留意ください(正当な理由がある場 $^{\circ}$

 $\overline{}$ 4 ⋖

5条関係) 無 5。 樣式第

個人情報不開示決定通知

中田 皿 淝 卅

耧

믒 福岡県警察本部長 年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第17条第2項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	福岡県 田田	福岡県個人情報保護条例第14条第1項第	4 条第 1 頂第	号に該当
開示しない理由	溢	温	田	
事務担当課等	(所属・係)	係)		
	電話番号	()	内線(
争				

60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 この決定があったことを知った日の翌日から起算し この決定に不服がある場合には

(A 4

第2512号

(第6条関係) 樣式第6号

開示決定等期間延長通知書

中日 皿 紙 卅

槳

岀 福岡県警察本部長 年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第18条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容					
延長前の決定期間	年 年	田 田		からまで	
延長後の決定期間	卅	町	ш	₹ /	
延長の理由					
車發扣当锂等	(所属・係)				
₹021⊑⊐t≈t	電話番号(<u> </u>		内線($\overline{}$
備考					

様式第7号(第7条関係)

開示決定等期間特例延長通知書

第 号 年 月 日

乘

福岡県警察本部長即

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第19条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開内示容	開示請求に係る個人情報の内容					
注	死后站分法分開盟	卅	町	Ш	から	
区 引	: 811 0.1.1.7.1.1.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	年	月	Ш	まで	
開う開張な張	開示請求に係る個人情報の うちの相当の部分について 開示決定等をする期間	申	月	Ш	まで	
残り、	残りの個人情報について開 示決定等をする期限	并	田	Ш		
6 1	福岡県個人情報保護条例第19条を適用する理由					
車級	安 罪 代 日 3	(所属・係)				
# ************************************	事场担当陈寺)	(内線(<u> </u>
垂	析					

金曜日

平成18年3月24日

增刊①

第2512号

第8条関係) 樣式第8号

開示請求事案移送通知書

中田 皿 無 卅

耧

믑 福岡県警察本部長

日付けであった開示請求について、福岡県個人情報保護条例(平7号)第20条第1項の規定により、次のとおり事案を移送した 年 月 成16年福岡県条例第5 ので通知します。

開示請求に係る個人情報の 内容					
移送をした実施機関の事務	(所属・係)				
担当課等	(電話番号 ((内線((
	実施機関				
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	事務担当課等				
	電話番号()		内線()
移送した日	井	日	Ш		
移送した理由					
備考					

注 本件開示請求に係る開示決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実 施機関が行います。

(第9条関係) 樣式第9号

删 邻 器 民 幯

中田 皿 無 卅

耧

믒 福岡県警察本部長 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)に基づき、次のとおり、あなた(貴団体)に関する情報が含まれた個人情報について開示請求がありましたので、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第21条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。 つきましては、当該個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「開示決定等に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

	年 月 日	所在地(〒) 名 称(所属・係) 電話番号()	年 月 日	
開示請求に係る個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	開示請求の年月日	意見書の提出先(事務担当課等)	意見書の提出期限	華

第2512号

別紙

開示決定等に係る意見書

あなた(貴団体)に関する情報の開示による支障(不利益)の具体的内容上記で1を選択した場合に記載してくだまらい。	あなた(貴団体)に関する情報の開示による支障(不	上記のあなた(貴団体)に関する情報の開示に反対する意思の有無 1 有 2 無 該当する番号をで開かでください。 1 相 を	開示請求に係る個人情報に 含まれているあなた(貴団 体)に関する情報の内容	年 月 日付け 第 号で照会のあった件について、次のとおり意見を提出します。	電話番号()	氏 名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)	住 所(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地) (〒)	福岡県警察本部長殿	
---	--------------------------	---	---	--	--------	-------------------------------	--	-----------	--

第2512号

9条関係) 無 樣式第10号

H冬 器 民 幯

皿 無 卅

中日

耧

믑 福岡県警察本部長 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)に基づき、次のとおり、あなた(貴団体)に関する情報が含まれている個人情報について開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。 つきましては、同条例第21条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該個人情報を開示することについて御意見がある場合は、別紙「開示決定等に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

	年 月 日		所在地(〒) 名 称(所属・係) (電話番号() 内線(年月日	
開示請求に係る個人情報に 含まれているあなた(貴団 体)に関する情報の内容	開示請求の年月日	福岡県個人情報保護条例第16条の規定により開示しようとする理由	高見書の提出先 (事務担当課等) (事務担当課等)	意見書の提出期限	無 施

4 ⋖

金曜日

平成18年3月24日

增刊①

第2512号

様式第11号(第9条関係)

開示決定に係る通知書

第 等 年 月 日

耧

福岡県警察本部長

年 月 日付けであなた(貴団体)から「開示決定等に係る意見書」の提出がありました個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第21条第3項の規定により通知 します。

開示決定した個人情報に 含まれているあなた(貴 団体)に関する情報の内 容						
開示決定をした理由						
開示を実施する日		年	月	Ш		
事效扣此错符	(所属・係)					
事 쓌だ릐쨔귝) 会嬰捏團		(内線()
番 水						

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

金曜日

平成18年3月24日

増刊①

22 5 1

2 紙

> 条関係) 4 7 樣式第

、情報訂正請求書

盛
鄂徳
H
響察
田田
幅

Ш		 	 	 	
町		 		 - - 	
卅		1	 		
	郵便番号	(請求者)住 所	リガナ	仇	話番号()

1項の規定によ **补** / 7 洲 叩 2 年福岡県条例第 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡 リ、次のとおり個人情報の訂正を請求します

		年 月 日		太 況 未成年者(年月日生)成年被後見人	天 名	主 所	
		日		<u> </u>			
		井		未成年者			
				兴	加	띮	
				¥	出	世	
訂正請求に係る個人情	報の内容に対しています。	開示を受けた年月日	訂正請求の趣旨及び理 由	计字分 田 一 松叶 工 鞋 书	なたにほくが引に買かする場合における本人ではお後	0.休况寺	1

- 烘
- 又は提示し ついては、該当する にレ印を付けてください。 を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提出し、 ください。
- を確認するため ・ド等)の提出又 自身であること) 住民基本台帳カー 、又は法定代理人自 き、健康保険証、信 と続い、 IJ 請求の際は、本人であるこ に必要な書類(運転免許証、 \sim
- 4
- 2
- 9
- は提示が必要です。 は提示が必要です。 4 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。 5 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、個人情報(部分)開示決定通知 書の提示を求めることがあります。 6 条例第26条第3項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から90日を経 過するとできなくなります。 7 本件請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望 される場合は、その旨を上記備考欄に記載してください。 事務担当課等記入欄 される場合は、 事務担当課等記入

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅 (4)住民基本台帳カード	(券 (3)健康保険の被保険者 ド (5)その他 (学証)
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他	他()	
四田年日口等	受理年月日	受理窓口	理番号
I I	年 月 日		
備考			

第2512号

金曜日

6条関係) (第1 3 。 。 様式第1

個人情報訂正決定通知

中田 皿 潶 件

耧

믒 福岡県警察本部長 年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報 保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第29条第1頃の規定により、次のとおり訂 とを決定したので通知します。 正するこ

訂正請求に係る個人情報の内容						
訂正の内容						
訂正年月日		年	月	Ш		
車数日出舗空	(所属・係)					
宇 /ภ뜨크쨔퓻	電話番号()			内線()
新						

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決 定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者 は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

金曜日

平成18年3月24日

增刊①

第2512号

6条関係) (第1 樣式第14号

個人情報不訂正決定通知

中田 皿 泚 件

耧

믒 福岡県警察本部長 年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第29条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容				
訂正をしない理由				
車黎田光調笠	(所属・係)			
➡^^^j / 5 드 크 l M 단	電話番号()	内線((
華				

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

金曜日

平成18年3月24日

樣式第15号(第17条関係)

訂正決定等期間延長通知書

第 年 月 日

槳

福岡県警察本部長即

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第30条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容					
延長前の決定期間	# #	田田	ш ш	から まで	
延長後の決定期間	#	町	Ш	ب الا	
延長の理由					
事秘扣斗舗空	(別・国リ)				
₩ ₩ ₩	電話番号($\widehat{}$		内線($\overline{}$
華					

第2512号

8条関係) (第1 樣式第16号

訂正決定等期間特例延長通知書

中日 皿 無 卅

耧

믑 福岡県警察本部長 年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第31条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

					(
	から まって こ				内線(
		Ш				
	田田	町			(
	年 年	卅		(所属・係))	
訂正請求に係る個人情報の内容	延長前の決定期間	訂正決定等をする期限	福岡県個人情報保護条例第31条を適用する理由	中努力以普次	불 셨간의짜판	垂

(A 4

墙刊①

第2512号

9条関係) 様式第17号(第1

訂正請求事案移送通知書

中日 皿 無 併

湬

믒 福岡県警察本部長 年 月 日付けであった訂正請求について、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第32条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の 内容					
移送をした実施機関の事務	(所属・係)				
担当課等	電話番号()		内線()
	実施機関				
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	事務担当課等				
	電話番号()		内線((
移送した日	井	月	Ш		
移送した理由					
備考					

本件訂正請求に係る訂正決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行います。 烘

墙刊①

第2512号

0 条関係) 様式第18号(第2

個人情報訂正実施通知書

邖	Ш
無	町

卅

槳

毌 福岡県警察本部長

7号) 提供した個人情報について、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第5第33条の規定により、次のとおり訂正したので通知します。

)	
				内線(
		П			
		月		(
		年	६)		
			(所属・係))	
提供した個人情報の内容	訂正の内容	訂正年月日	五路石工组成	≢⅓간⊐쨔퓻	備考

条関係 _ 2 9 樣式第

上部水 情報利用停 回

留
唑
將
H
歐
腳
歐
汩
値

Ш			l 	 	
叿					
₩				i i	
	郵便番号) (年	リガナ	如	7月10~
		(請求者			

1 1

3 5 条第 1 頃の規定によ 無 $\overline{}$ 巾 2 電話番号(______ 福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第 、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。 ک

	Ш	第5条の規定に違反して 提供されている。 第6条の規定に違反して 提供されている。	提供の停止		年 月 日生) 成年被後見人			
	年 月	第3条の規定に違反して 収集された。 第5条の規定に違反して 利用されている。	利用の停止 消去		状 況 未成年者(日 名	住所	
利用停止請求に係る個 人情報の内容	開示を受けた年月日	ლ (調水の機 旨及び理 求める措置 古	田	田田が一里かり	なたで年くがもおう上請求する場合におけるオーチャーのはに	64人以秋 流	備考

烘

を確認するため ド等)の提出又 を付けてください。 は法定代理人自身であること) 健康保険証、住民基本台帳カー 印区 ノ〜巻 にと派 IJ るる証 すあ許 数人間が発送しています。 、本運すよな受る第きるそ欄

定通知 との関係を証明 開示決定 $\overline{}$ 書類のほか戸籍抄本等本人、 必要です。 な場合は、個人情報(部分 の提とあ規りつ上 。る書けころな書の請類たと頃く類旨 来のこがのなにを

Ш 0 6 開示を受けた日から 利用停止請求は、 땖 쌲 書記載の書類の送付先に送付を ください。 |示請状|

事務担当課等	(所属・係	(級)					
請求者本人確認欄	(1)運転免許 (4)住民基本	免許 証 基本 台 巾	F証 (2)旅券 5台帳カード	影が	(3)健康保険の (5)その他(険の被保険者証 ($\overline{}$
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本		(2)その他)他((
	受理年,	年月日		ЦM	受理窓口	台 暴敮증	
文理牛力口守	年	月	Ш				
備考							

4

⋖

平成18年3月24日

增刊①

第2512号

3条関係)

個人情報利用停止決定通知書

中田 皿 泚 件

耧

믒 福岡県警察本部長

福岡県個人 3、次のとお 年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第37条第1項の規定により、り利用停止することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容					
利用停止の内容					
利用停止年月日	年	月	Ш		
事 黎 怙 址 钿 떂	(所属・係)				
宇 /%12 크麻 극	(重話番号	(内線((
備 考					

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

平成18年3月24日

3条関係) (第2 _ 마 様式第2

個人情報利用不停止決定通知

中田 皿 潶 件

耧

믒 福岡県警察本部長

福岡県個人3、次のとお 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福6年福岡県条例第57号)第37条第2項の規定により、とを決定したので通知します。 年 月 情報保護条例(平成16 り利用停止をしないこと

			万線 (
		(所属・係)	電話番号(
利用停止請求に係る個人情報の内容	利用停止をしない理由	本品工品	≠ઝ간□⊐짜귝	備考

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第2512号

様式第22号(第24条関係)

利用停止決定等期間延長通知書

第 号年 日 日

燓

福岡県警察本部長即

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第38条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容					
2. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	年	月	Ш	から	
2. 10 0. 12 た 初目	サ	旦	Ш	Ľ ¥	
延長後の決定期間	サ	周	Ш	¥ Ç	
延長の理由					
ᆓᄪᅲᆩ머ᅏᆂ	(所属・係)				
事幼児当然守)	(内線()
集					

第2512号

平成18年3月24日

5条関係) 3号(第2 樣式第2

利用停止決定等期間特例延長通知書

中日 皿 無 卅

耧

믑 福岡県警察本部長 年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第39条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容				
田田小夫子柒皿岩	卅	田	日 から	
逆 伎削 <i>の決</i> た捌囘	井	月	日まで	
利用停止決定等をする期限	申	月	В	
福岡県個人情報保護条例第39条を適用する理由				
中女 中 火 甲 农 里	(所属・係)			
事场拉当球夺)会嬰異專	(内線()
番 考				

珇

福岡県警察本部告示第16号

個人情報保護窓口設置規程を次のように定める。

平成18年3月24日

福岡県警察本部長 殿川一郎

個人情報保護窓口設置規程

(趣旨)

第1条 この告示は、別に定めがあるもののほか、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。)第69条の規定に基づき、福岡県公安委員会及び福岡県警察本部長が保有する公文書に記録されている個人情報(条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の開示請求、訂正請求及び利用停止請求(以下「開示請求等」という。)に係る事務を行うための窓口(以下「個人情報保護窓口」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)

- 第2条 個人情報の開示請求等に係る事務を円滑に運営するため、福岡県警察本部、北 九州市警察部及び警察署に個人情報保護窓口を置く。
- 2 個人情報保護窓口の名称及び位置は、次表のとおりとする。

名称	位置
福岡県警察本部個人情報保護窓口	福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県警察本部総務部総務課情報公開室内
北九州市警察部個人情報保護窓口	北九州市小倉北区城内5番1号 北九州市警察部総務課内
中央警察署個人情報保護窓口	福岡市中央区天神1丁目3番33号 福岡県中央警察署内
博多警察署個人情報保護窓口	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 福岡県博多警察署内
東警察署個人情報保護窓口	福岡市東区箱崎7丁目8番2号 福岡県東警察署内
早良警察署個人情報保護窓口	福岡市早良区百道1丁目5番15号 福岡県早良警察署内

西警察署個人情報保護窓口	福岡市西区今宿町106番地の1 福岡県西警察署内		
南警察署個人情報保護窓口	福岡市南区塩原2丁目3番1号 福岡県南警察署内		
粕屋警察署個人情報保護窓口	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地の1 福岡県粕屋警察署内		
宗像警察署個人情報保護窓口	宗像市東郷1丁目2番2号 福岡県宗像警察署内		
若松警察署個人情報保護窓口	北九州市若松区大字藤木267番地の13 福岡県若松警察署内		
戸畑警察署個人情報保護窓口	北九州市戸畑区汐井町2番1号 福岡県戸畑警察署内		
折尾警察署個人情報保護窓口	北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 福岡県折尾警察署内		
八幡東警察署個人情報保護窓口	北九州市八幡東区大谷1丁目1番1号 福岡県八幡東警察署内		
八幡西警察署個人情報保護窓口	北九州市八幡西区東王子町2番1号 福岡県八幡西警察署内		
小倉北警察署個人情報保護窓口	北九州市小倉北区城内5番1号 福岡県小倉北警察署内		
小倉南警察署個人情報保護窓口	北九州市小倉南区若園 5 丁目 1 番 6 号 福岡県小倉南警察署内		
門司警察署個人情報保護窓口	北九州市門司区西海岸 2 丁目 3 番13号 福岡県門司警察署内		
直方警察署個人情報保護窓□	直方市殿町 5 番31号 福岡県直方警察署内		
宮若警察署個人情報保護窓口	宮若市宮田20番地2 福岡県宮若警察署内		
飯塚警察署個人情報保護窓口	飯塚市柏の森159番地26 福岡県飯塚警察署内		
上嘉穂警察署個人情報保護窓口	嘉麻市大隈町418番地3 福岡県上嘉穂警察署内		

愐

	-	,
3	•	١
(:	2

添田警察署個人情報保護窓口	田川郡添田町大字庄1074番地の2 福岡県添田警察署内		
田川警察署個人情報保護窓口	田川市平松町 3 番36号 福岡県田川警察署内		
朝倉警察署個人情報保護窓口	朝倉市甘木225番地1 福岡県朝倉警察署内		
筑紫野警察署個人情報保護窓口	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 福岡県筑紫野警察署内		
前原警察署個人情報保護窓口	前原市前原中央1丁目6番1号 福岡県前原警察署内		
久留米警察署個人情報保護窓口	久留米市東櫤原町1002番地2 福岡県久留米警察署内		
小郡警察署個人情報保護窓口	小郡市大板井234番地の1 福岡県小郡警察署内		
うきは警察署個人情報保護窓口	うきは市吉井町343番地の3 福岡県うきは警察署内		
八女警察署個人情報保護窓口	八女市大字本町465番地 福岡県八女警察署内		
筑後警察署個人情報保護窓口	筑後市大字山ノ井338番地 福岡県筑後警察署内		
黒木警察署個人情報保護窓口	八女郡黒木町大字桑原248番地の1 福岡県黒木警察署内		
城島警察署個人情報保護窓口	久留米市城島町大依371番地2 福岡県城島警察署内		
大川警察署個人情報保護窓口	大川市大字郷原483番地の2 福岡県大川警察署内		
柳川警察署個人情報保護窓口	柳川市三橋町今古賀53番地の1 福岡県柳川警察署内		
瀬高警察署個人情報保護窓口	山門郡瀬高町大字下庄501番地の4 福岡県瀬高警察署内		
大牟田警察署個人情報保護窓口	大牟田市不知火町3丁目8番地 福岡県大牟田警察署内		

行橋警察署個人情報保護窓□	行橋市行事 3 丁目12番 1 号 福岡県行橋警察署内
豊前警察署個人情報保護窓口	豊前市大字荒堀535番地の1 福岡県豊前警察署内
博多臨港警察署個人情報保護窓口	福岡市博多区石城町 9 番18号 福岡県博多臨港警察署内
北九州水上警察署個人情報保護窓口	北九州市門司区西海岸1丁目1番5号 福岡県北九州水上警察署内
福岡空港警察署個人情報保護窓口	福岡市博多区大字下臼井782番地の1 福岡県福岡空港警察署内

(運営)

第3条 個人情報保護窓口は、福岡県警察本部個人情報保護窓口にあっては福岡県警察本部総務部総務課長が、北九州市警察部個人情報保護窓口にあっては北九州市警察部総務課長が、警察署の個人情報保護窓口にあっては当該警察署長が運営する。

(福岡県警察本部個人情報保護窓口の業務)

- 第4条 福岡県警察本部の個人情報保護窓口の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 個人情報保護制度についての案内、相談及び連絡・調整に関すること。
- (2) 福岡県公安委員会及び福岡県警察本部長が保有する個人情報に係る開示請求等の受理に関すること。
- (3) 福岡県公安委員会及び福岡県警察本部長が保有する個人情報の開示の実施に関すること。
- (4) 個人情報取扱事務登録簿(条例第10条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿 をいう。以下同じ。)の閲覧に関すること。
- (5) 個人情報の写しの交付に伴う費用の徴収に関すること。 (北九州市警察部個人情報保護窓口の業務)
- 第5条 北九州市警察部個人情報保護窓口の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 個人情報保護制度についての案内、相談及び連絡・調整に関すること。
 - (2) 北九州市警察部総務課長及び同部機動警察隊長が保有する個人情報に係る開示請求等の受理に関すること。
 - (3) 北九州市警察部総務課長及び同部機動警察隊長が保有する個人情報の開示の実施

囝

に関すること。

- (4) 個人情報取扱事務登録簿の閲覧に関すること。
- (5) 個人情報の写しの交付に伴う費用の徴収に関すること。

(警察署個人情報保護窓口の業務)

- 第6条 警察署の個人情報保護窓口の業務は、次のとおりとする。
- (1) 個人情報保護制度についての案内、相談及び連絡・調整に関すること。
- (2) 警察署長が保有する個人情報に係る開示請求等の受理に関すること。
- (3) 警察署長が保有する個人情報の開示の実施に関すること。
- (4) 個人情報取扱事務登録簿の閲覧に関すること。
- (5) 個人情報の写しの交付に伴う費用の徴収に関すること。

(開設日)

第7条 個人情報保護窓口の開設日は、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く日とする。ただし、第3条の規定により個人情報保護窓口を運営する者(以下「運営責任者」という。)が必要と認めるときは、開設日を変更することができる。

(開設時間)

第8条 個人情報保護窓口の開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 ただし、運営責任者が必要と認めるときは、開設時間を変更することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の表西警察署 個人情報保護窓口の規定は、同月3日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日から同月3日までの間、第2条第2項の表早良警察署個人情報保護窓口の項中「早良警察署個人情報保護窓口」とあるのは「西警察署個人情報保護窓口」と、「福岡県早良警察署内」とあるのは「福岡県西警察署内」と読み替えて適用する。

福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第24条の規定に基づき、口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法を次のように定め、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月24日

福岡県警察本部長 殿川一郎

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法

開示の対象となる試 験又は考査	開示の対象となる 個人情報	開示期間	開示場所	開示 方法
猟銃等講習考査	得点	合否発表の日から 1箇月間	考査実施場所又は生活 安全部生活環境課	交付
警備員指導教育責任 者講習修了考査			福岡県警察警備員教育 センター又は生活安全	
機械警備業務管理者 講習修了考査			部生活安全総務課 	
警備員等検定学科試 験				
警備員等検定実技試 験				
駐車監視員資格者講 習修了考査			考査実施場所又は交通 部駐車対策課	
駐車監視員資格者認 定考査				

備考 開示期間の末日が、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に定める県の休日に当たるときは、当該開示期間は、県の休日の翌日を もって終了する。

福岡県警察本部告示第17号